

いわき市私人業務に係る災害補償の傷害保険業務仕様書

1 業務名

いわき市私人業務に係る災害補償の傷害保険業務

2 業務内容

いわき市を保険契約者、いわき市から業務の委託又は依頼を受けた者で、公務災害又は労働災害の補償制度の適用を受けない私人（別紙1）を被保険者とする傷害保険契約を締結し、この仕様書に基づき、必要な給付を行えるよう傷害保険の約款及び特約条項を整え、傷害保険業務を行う。

3 契約方法

準記名式

※ 契約時、被保険者の名簿の提出を不要とする。ただし、業務ごとに被保険者名簿を備え付けるものとする。

4 契約期間（保険期間）

令和8年4月1日午後4時から令和9年4月1日午後4時まで

5 保険料の払い込み

令和8年4月30日までに一括して支払い、精算は行わないものとする。

6 保険料算定基準

令和6年度の私人の人数	2,823人、	平均業務従事日数	41日
令和7年度の私人の人数（予定）	2,823人、	平均業務従事日数	41日
令和8年度の私人の人数（予定）	2,823人、	平均業務従事日数	41日

7 行政嘱託員等の業務活動における災害補償保険制度

本市は、この仕様書の規定に伴い、私人の業務活動中又は業務遂行場所への往復途上で発生した偶然の事故（以下「傷害事故」という。）により、私人が死亡し、又は負傷した場合で、「8 保険金の種類等」に定める支給事由に該当する場合において、必要な給付を行うものとする。

8 保険金の種類等

保険金の種類	支給事由	保険金の額
死亡保険金	私人が傷害事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	1,000万円 保険期間中、既に支払った後遺障害保険金がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引き支払うものとする

後遺障害保険金	私人が傷害事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別紙2に掲げる後遺障害が発生した場合	1,000万円 後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額を限度とする なお、保険金支払の対象となる後遺障害及び支払割合は別紙2のとおりとする
入院保険金	私人が傷害事故による治療のため、傷害事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合	日額8,000円 1事故につき180日を限度とする
手術保険金	私人が傷害事故による治療のため、傷害事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合	①入院中に受けた手術 80,000円 ②①以外の手術 40,000円 1事故につき1回の手術に限り、①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとする
通院保険金	私人が傷害事故による治療のため、傷害事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院による治療を受けた場合	日額3,000円 1事故につき90日を限度とする

9 適用除外

次の各号のいずれかに該当する事由により生じた傷害事故については、本保険制度は適用されない（保険金は支給されない）ものとする。

- (1) 保険契約者、被保険者及び保険金受取人の故意又は重大な過失
- (2) 被保険者の闘争行為、自殺行為又は犯罪行為
- (3) 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した傷害事故
 - ① 法令に定められた運転資格を持たないで自動車又は原動機付自転車を運転している間
 - ② 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間

- ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間
- (4) 被保険者の脳疾患、病気又は心神喪失
- (5) 被保険者の妊娠、出産、早産又は流産
- (6) 地震若しくは噴火又はこれらによる津波
- (7) 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変又は暴動
- (8) 被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの（ロッククライミング等をいう））、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
- (9) むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- (10) 細菌性食中毒、ウイルス性食中毒

10 保険の適用に係る手続

本保険制度の適用を受けようとする私人は、その原因となった傷害事故の発生後、遅滞なくその旨を市長に報告するものとする。

市長は、私人より事項の報告があった場合は、本保険制度の適用の可否について審査し、速やかに保険会社に通知するものとする。

市長は、客観的かつ明らかに本保険制度が適用されないと認めた場合は、その旨を私人に通知するものとする。

11 保険金の支給の請求

傷害事故により本保険制度の保険金の支給を受けようとする私人は、「8 保険金の種類等」に定める支給事由の充足が確定した後（入院保険金、手術保険金及び通院保険金にあっては全ての治療が完了した後）に、保険会社が指定する請求書に必要な書類を添付して、保険会社に提出するものとする。

12 保険金の支給等に係る手続

保険会社は、保険金の支給の請求があり、保険契約による保険金の支給の可否について市長に報告するものとする。

また、支給を可能と認めたときは、請求者の指定する金融機関の口座に振り込むことなどにより、当該保険金を支払うものとする。

これらの手続が終了したことにより、本市は本保険制度による保険金の支払いを完了するものとする。

13 その他

- (1) 保険会社は、市や対象者からの問い合わせに、常時対応できる体制をとるものとする。また、保険会社は、傷害補償における事故確認や賠償補償における当事者間の交渉に必要な助言等を行うものとする。

- (2) この仕様書に定めるもののほか、本保険制度の運用に関し必要な事項は、保険契約に定めるところによる。
- (3) 本保険制度の運用に関し、疑義が生じた場合は、本市と保険会社が協議して決定するものとする。

別紙 1

職名等	
1	メンタルヘルス研修講師
2	臨床心理士
3	いわき市契約適正化委員会委員
4	いわき市総合評価委員
5	いわき市中山間地域集落支援員
6	いわき市里山の暮らしを支える地域づくり有識者懇談会委員
7	まち・未来創造支援事業評価委員
8	「ふれあい交流館min-nano」情報発信サポーター
9	行政嘱託員
10	震災語り部
11	アーカイブアドバイザー
12	交通教育専門員
13	いわき市男女共同参画推進アドバイザー
14	いわき市男女共同参画情報紙編集委員
15	国際交流アドバイザー
16	不法投棄監視員
17	廃棄物処理施設審査専門委員
18	権利擁護支援ネットワーク推進運営委員会委員
19	中国残留邦人等に対する支援・相談員
20	医療扶助審査業務嘱託医
21	いわき市権利擁護アドバイザー
22	自立支援通訳
23	家計改善支援員
24	生活保護嘱託医
25	災害弔慰金等支給審査委員
26	地域医療セミナー講師等
27	地域医療ガイダンス講師等
28	いのちの授業講師等
29	医療と介護連携促進部会委員
30	在宅医療のための多職種研修会講師等
31	いわき市休日夜間急病診療所運営委員
32	認知症初期集中支援チーム員
33	市地域包括ケア推進会議委員
34	中地域ケア会議委員
35	介護保険居宅介護住宅改修受領委任払事業者登録にかかる研修会講師

職名等	
36	いわき市老人ホーム入所診断委員会委員
37	介護サービス相談員
38	福祉介護人材確保に向けた検討部会
39	嘱託医
40	クラブ活動講師
41	保健委員
42	衛生検査精度管理専門委員
43	医療安全相談センター運営協議会委員
44	狂犬病事務補助
45	犬等評価人
46	飼い犬のしつけ方教室講師
47	歯科衛生士
48	医師
49	心理士
50	統合保育専門委員
51	乳幼児健康診査 医師
52	幼児健康診査 歯科医師
53	乳幼児健康診査及び母子保健事業に係る栄養士
54	乳幼児健康診査及び母子保健事業に係る歯科衛生士
55	乳幼児健康診査及び母子保健事業に係る看護師
56	乳幼児健康診査及び母子保健事業に係る事務補助
57	母子保健事業に関する心理士
58	母子保健事業に関する助産師
59	母子保健事業に関する保育士
60	母子保健事業に関する体育指導員
61	不妊専門相談事業相談員
62	いのちを育む教育推進事業協議会員および講師
63	障害児保育判定会委員
64	子育てサポートセンター事業に係る医師
65	子育てサポートセンター事業に係る心理士
66	子育てサポートセンター事業に係る言語聴覚士
67	子育てサポートセンター事業に係る体育指導員
68	子育てサポートセンター事業に係る助産師
69	子育てサポートセンター事業に係る理学療法士
70	子育てサポートセンター事業に係る音楽療法士

職名等	
71	子育てサポートセンター事業に係るヨガ講師
72	子育てサポートセンター事業に係る作業療法士
73	子育てサポートセンター事業に係るエアロビ指導員
74	子育てサポートセンター事業に係る学習会講師
75	ペアレントトレーニングフォローアップメンター（一般人）
76	松くい虫防除巡視員
77	地籍調査協力委員
78	いわき市計量モニター
79	技能功労者等選考委員会委員
80	梅ノ作瓦窯跡群範囲確認調査指導委員会委員
81	有償ボランティア
82	草刈り従事者（運動施設清掃、除草業務）
83	いわき市立地適正化計画評価等専門委員会委員
84	いわき都市圏総合都市交通推進協議会委員
85	狂犬病予防注射事業有償ボランティア
86	澤渡財産区有林下刈作業員
87	有償ボランティア（川前財産区）※下刈
88	有償ボランティア（川前財産区）※境界確認
89	有償ボランティア（地域振興関係）
90	いわき市少年補導員
91	統括的な地域学校協働活動推進員
92	心の教室相談員
93	心の教室カウンセラー
94	プログラム運営補助員
95	スクールカウンセラー
96	スクールソーシャルワーカー
97	チャレンジホーム指導員
98	専門的教育相談員（医師）
99	学びの習慣づくり推進事業学習会場運営員
100	食育に関する授業の講師
101	応急手当指導員

別紙 2

後遺障害	保険金 支払割合
①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したものの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したものの ⑦両下肢をひざ関節以上で失したものの ⑧両下肢の用を全廃したものの	100%
① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.02以下になったもの ②両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤両上肢を手関節以上で失したものの ⑥両下肢を足関節以上で失したものの	89%以上
① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ②咀嚼又は言語の機能を廃したものの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤両手の手指の全部を失ったもの	78%以上
①両眼の矯正視力が0.06以下になったもの ②咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの ③両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥両手の手指の全部の用を廃したもの ⑦両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%以上
① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの ②神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	59%以上

<ul style="list-style-type: none"> ④ 1 上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1 下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1 上肢の用を全廃したもの ⑦ 1 下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 咀嚼やく又は言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④ 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの ⑥ 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑦ 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑧ 1 手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの 	50%以上
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1 耳の聴力を失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1 手の母指を含み3の手指を失ったもの又は母指以外の4の手指を失ったもの ⑦ 1 手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの ⑧ 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨ 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側の睾丸を失ったもの 	42%以上
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 眼が失明し、又は1眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1 手の母指を含み2の手指を失ったもの又は母指以外の3の手指を失ったもの ④ 1 手の母指を含み3の手指の用を廃したもの又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 	34%以上

<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 1 下肢を 5 センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節の 1 関節の用を廃したもの ⑦ 1 下肢の 3 大関節の 1 関節の用を廃したもの ⑧ 1 上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1 下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1 足の足指の全部を失ったもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ② 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨ 1 耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指を失ったもの ⑬ 1 手の母指を含み 2 の手指の用を廃したもの又は母指以外の 3 の手指の用を廃したもの ⑭ 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの ⑮ 1 足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの 	26%以上
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの ④ 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指の用を廃したもの ⑧ 1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1 足の第 1 の足指又は他の 4 足指を失ったもの 	20%以上

<p>⑩ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	
<p>① 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1 手の人差指、中指又は薬指を失ったもの ⑨ 1 足の第 1 の指足を含み 2 以上の足指の用を廃したもの ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	15%以上
<p>① 1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの ② 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろっ骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1 手の小指を失ったもの ⑩ 1 手の人差指、中指又は薬指の用を廃したもの ⑪ 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの ⑫ 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したもの ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜状を残すもの</p>	10%以上
<p>① 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ② 1 眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの ③ 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの ⑤ 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの ⑦ 1 手の小指の用を廃したもの ⑧ 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの</p>	7%以上

<p>⑨ 1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの</p> <p>⑩ 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指を失ったもの</p> <p>⑪ 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの</p>	
<p>① 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの</p> <p>② 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>③ 1 耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>⑥ 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>⑦ 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>⑧ 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指の用を廃したもの</p> <p>⑨ 局部に神経症状を残すもの</p>	<p>4 % 以上</p>